

発行:クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

働き方改革関連法案を閣議決定 国会に法案提出


 中小企業庁が中小企業白書・小規模企業白書を公表

(生産性向上に向けた取り組みなどを分析)

中小企業庁から、平成30年4月に、「2018年版中小企業白書・小規模企業白書」が公表されました。深刻化する人手不足の現状を分析した上で、中小企業・小規模企業の生産性向上に向けた取り組みについて、分析が行われています。以下で、概要を紹介します。



中小企業白書・小規模企業白書の要約 (生産性向上など)

●中小企業白書より

★ 中小企業については、景況感は改善傾向にある一方、大企業との生産性格差は拡大しているとして、「生産性の向上が急務」と指摘しています。

★ 具体的には、次のような取り組みが重要としています。

◎生産性向上の鍵となる業務プロセスの見直し* ◎設備投資による労働生産性の向上

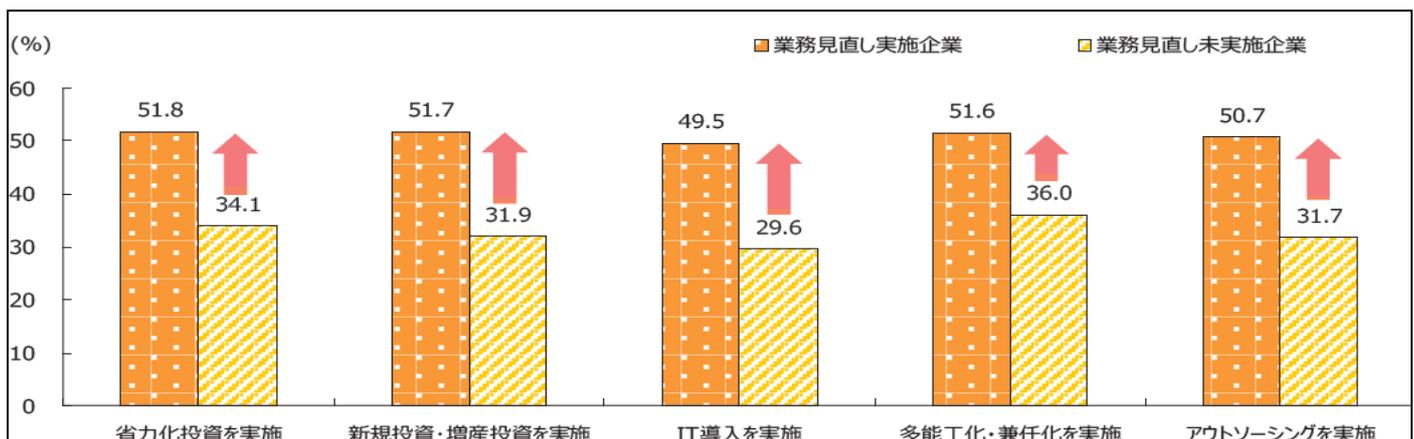
◎人材活用面での工夫による労働生産性の向上

◎M&Aを中心とする事業再編・統合を通じた労働生産性の向上

◎IT利活用による労働生産性の向上

*IT導入等を行う上でも業務プロセスの見直しは大前提。下図参照

図 : 業務見直しの実施有無別に見た、他の生産性向上策により労働生産性が向上した企業の割合



●小規模企業白書より

★ 中小規模企業においても、次のような取り組みが重要としています。

◎業務の見直し

◎設備投資による労働生産性の向上

◎IT利活用による労働生産性の向上

◎企業間連携及び事業承継による労働生産性の向上

★ また、小規模企業については、経営者に業務が集中しているという問題もあり、「IT導入等による経営者の業務効率化が急務」と指摘しています。人手不足の現状の中で、いかに生産性の向上を図っていくのかが課題といえそうです。

白書では、好事例も紹介されています。詳しく知りたいときにはお声かけください。内容を踏まえたアドバイスをさせていただきます。

トピックス 多様な選考・採用機会の拡大に向けた取り組み 厚労省が経済団体に要請

厚生労働省は、平成30年4月、日本経済団体連合会、経済同友会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会に対して、多様な選考・採用機会の拡大に関する周知啓発への協力を要請しました。

この要請は、本年3月に、いわゆる若者雇用促進法に基づく指針が改正されたことと、「年齢にかかわらず転職・再就職者の受入れ促進のための指針」が策定されたことを受けて行われたものです。これらの指針の概要を確認しておきましょう。



<いわゆる若者雇用促進法に基づく指針の改正>

- 『事業主は、ICT利活用の可能性も検討しつつ、「地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入」、「キャリア展望に係る情報開示」といった措置を講ずるよう努めること』などの内容を追加。
- これを受けて、指針のポイントを紹介するリーフレットも公表。『新規学卒者等の募集・採用にあたり、「地域限定正社員制度」の導入を検討しませんか?』といった呼び掛けが行われています。

<「年齢にかかわらず転職・再就職者の受入れ促進のための指針」の策定>

- 企業・労働者双方において中途採用・転職・再就職ニーズの高まりを受けて、転職・再就職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立が求められていることから、そのために企業に望まれる取組を示した指針を策定。
- 企業に望まれる基本事項は、主に「募集・採用」、「入社後の活躍支援」、「専門性等をもつ従業員の活躍推進」の3つに関する取組とし、その内容を示しています。
- これを受けて、指針のポイントおよび中途採用の好事例(*)を紹介するリーフレットも公表。『年齢にかかわらず、必要な人材の確保を!!』という呼び掛けが行われています。

*好事例の例

好事例⑤ 公平かつ柔軟な処遇決定

【衣料品販売企業】のケース

背景 高度な専門性を持つ人材が必要になるなど、中途採用者へのニーズが多様化していた。そのため、既存の賃金・処遇制度では処遇決定が難しく、採用を見送ることがあった。

対策

結果

転職市場での賃金水準等に対応するため、中途採用者の処遇決定にあたっては、必要に応じて個別契約を結び、柔軟に処遇を決定することとした。

その結果、**高度な専門性を持つ人材等を確保するとともに、入社後のスムーズな活躍を実現した。**



★詳細については、気軽にお問い合わせください。他の好事例も含めて、紹介させていただきます。

お仕事 カレンダー 6月



6/11	<ul style="list-style-type: none">● 一括有期事業開始届の提出 (建設業) 主な対象事業: 概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付● 納期特例適用の個人住民税特別徴収税額2017年12月から2018年5月分の納付
6/30	<ul style="list-style-type: none">● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)● 7月・10月・2018年1月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)



労働関係指標

労働関係指標 (2018年3月)

完全失業率 (季節調整値※2)	全国	2.5%	(前月と同率)	有効求人倍率 (季節調整値※2)	全国	1.59倍	(前月差+0.01ポイント)
	広島県	※1			広島県	1.92倍	(前月差-0.06ポイント)
就業者数 (季節調整値※2)	全国	6,694万人	(前月差+48万人)	定期給与※3 現金給与総額※4 (現数値)	全国	284,464円	(前年同月比+2.1%)
	広島県	※1			広島県	274,705円	(前年同月比-2.6%) ※5

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。(2018年1月～3月平均を2018年7月号にて掲載予定)

※2 季節調整値：前月からの変化を適切にとらえるため、季節変動の影響を除いた数値(原数値から季節変動を除去した結果数値)

※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

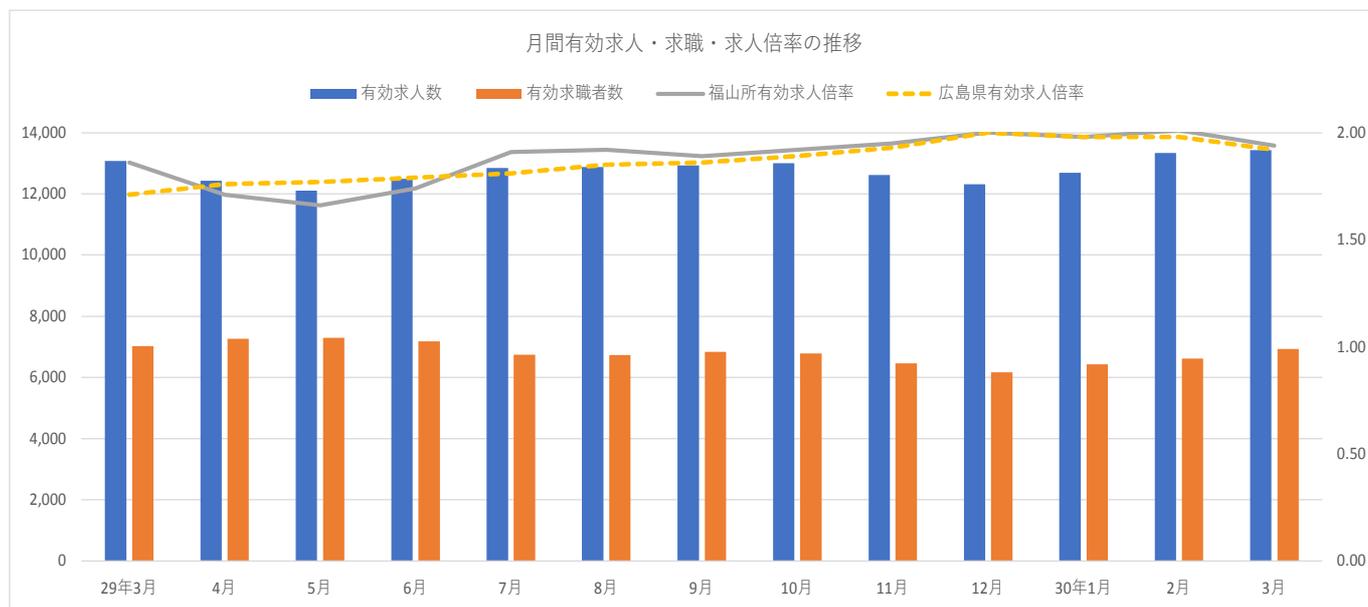
※4 現金給与総額：「決まって支給する給与(定期給与)」と「特別に支払われた給与(特別給与)」の合計額

※5 先月号では掲載できなかった2018年2月分の定期給与額は258,674円で前年同月比-1.8%でした。

●平成30年3月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2018(平成30年)5月号を加工して作成

- 有効求人倍率は1.94倍で、前月比0.07ポイント低下。前年同月比0.08ポイント上昇
 - ・月間有効求人数は13,430人で、前月比0.7%増加。前年同月比2.7%増加。
 - ・月間有効求職者数は6,930人で、前月比4.7%増加。前年同月比1.3%減少
- 新規求人倍率は2.50倍で、前月比0.69ポイント低下。前年同月比0.07ポイント低下
 - ・新規求人数は4,266人で、前月比10.5%減少。前年同月比1.0%減少。
 - ・新規求職申込件数は、1,703人で、前月比14.1%増加。前年同月比1.7%増加
- 就職件数は615人で、前月比16.0%増加。前年同月比14.1%減少。





特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

発達障害者や難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

以下の1~2のすべてに当てはまる対象者が本助成金の対象者になります。

1. 障害者手帳を所持していない方であって、発達障害または難病のある方
2. 雇入れ日時時点で満年齢が65歳未満である方

一人当たり下表の金額が支給されます。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)
短時間労働者 (※2)	80万円 (30万円)	2年 (1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)

注：() 内は中小企業主以外に対する支給額および助成対象期間です。

※2 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

助成金の利用を検討される場合は、是非、当事務所にご相談ください。



営業日のお知らせ

2018年6月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	<u>2</u>
<u>3</u>	4	5	6	7	8	<u>9</u>
<u>10</u>	11	12	13	14	15	<u>16</u>
<u>17</u>	18	19	20	21	22	<u>23</u>
<u>24</u>	25	26	27	28	29	<u>30</u>

2018年7月						
日	月	火	水	木	金	土
<u>1</u>	2	3	4	5	6	<u>7</u>
<u>8</u>	9	10	11	12	13	<u>14</u>
<u>15</u>	<u>16</u>	17	18	19	20	<u>21</u>
<u>22</u>	23	24	25	26	27	<u>28</u>
<u>29</u>	30	31				

赤文字の日、及び青文字の日は
休みとさせていただきます。

編集後記

早いもので、クラウド社会保険労務士事務所へと名称を変更してから一年が経過いたしました。常に新しいことにチャレンジする姿勢を大切にし、顧問先さまへご満足いただけるサービスを提供していきたいと考えております。

そこで、その思いの実現に向け、事務所のホームページをリニューアルいたしました。ぜひご覧ください。

リニューアルに伴い、顧問先さま限定コンテンツとして「経営に強い人事労務書式」をご準備いたしました。自社の経営力の強化にご活用いただける100種以上の書式を取り揃えておりますので、ぜひともご活用くださいませ。「経営に強い人事労務書式」は「月刊くろうど」のバックナンバーと併せて、会員専用ページからご自由にダウンロードしてご利用頂けます。

(※会員専用ページをご利用いただくために必要なパスワードは、個別にお知らせいたします)

これからも弊所では、顧問先さまからのご期待に応えるため、さまざまなサービスを展開していく予定です。具体的には最新の情報やノウハウを提供するための定期セミナー（原則無料）や社員の成長できる教育研修などの開催も企画しております。

今後ともクラウド社会保険労務士事務所をどうぞよろしくお願い申し上げます。